

第9回幕別町農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和6年3月28日(木)午後2時00分から午後2時57分まで

2 開催場所 幕別町役場3階会議室

3 出席委員(21名)

| | | |
|---------|-----|-------|
| 会長 | 23番 | 中村富士男 |
| 会長職務代理者 | 22番 | 松本 誠 |
| | 1番 | 澤邊 佳範 |
| | 2番 | 佐渡 孝徳 |
| | 3番 | 佐藤 雅典 |
| | 5番 | 渡邊ひろ子 |
| | 6番 | 佐藤 悦啓 |
| | 7番 | 橋本 浩弥 |
| | 8番 | 田村 信夫 |
| | 9番 | 廣瀬 敏文 |
| | 10番 | 棚 範貴 |
| | 11番 | 長谷川 旭 |
| | 12番 | 酒井はやみ |
| | 13番 | 佐藤 敏博 |
| | 14番 | 山口 和裕 |
| | 15番 | 萬谷 司 |
| | 16番 | 小野寺和也 |
| | 17番 | 小林 信也 |
| | 18番 | 遠藤 貴之 |
| | 19番 | 吉田 正宏 |
| | 21番 | 中村 政昭 |

4 欠席委員(2名)

| | | |
|--|-----|-------|
| | 4番 | 多田 篤 |
| | 20番 | 黒田 龍司 |

5 議案

- 1) 開会
- 2) 議事録署名委員
- 3) 諸般の報告
- 4) 報告

第1号 農地所有適格法人報告書の受理について
第2号 農地台帳整備に係る現況地目の確認について
第3号 令和6年度農業委員会予算について

議案

第1号 農地の賃貸借契約等の合意解約通知の成立状況の確認について
第2号 旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について
第3号 農地法第3条の規定による許可申請について

- 第4号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 第5号 現況証明について
- 第6号 令和6年度農業委員会の最適化活動の目標の設定等について
- 第7号 第25期幕別町農業委員会活動方針・活動計画について
- 第8号 農業委員等の最適化活動の点検・評価について

6 農業委員会事務局職員

| | |
|------------|-------|
| 事務局長 | 鯨岡 健 |
| 農地振興係長 | 中山 仁 |
| 忠類支局農地振興係長 | 広田 瑞恵 |
| 農地振興係主査 | 稲垣 昂太 |
| 農地振興係主査 | 高坂 花織 |

7 会議の概要

| | |
|------|--|
| 議長 | <p>幕別町農業委員会会議規則第8条第1項の規定により、定足数に達しておりますので、ただ今から第9回農業委員会総会を開催いたします。</p> <p>次に、議事録署名委員を、会議規則第13条第2項の規定により指名いたします。議事録署名委員に17番小林委員、18番遠藤委員を指名いたします。よろしくをお願いします。</p> <p>次に、諸般の報告を事務局から申し上げます。</p> |
| 事務局長 | <p>諸般の報告を申し上げます。会議規則第4条の規定に基づき、4番多田委員、20番黒田委員より欠席する旨の届出がございましたので、ご報告いたします。</p> |
| 議長 | <p>次に、報告第1号「農地所有適格法人報告書の受理について」を議題といたします。</p> <p>事務局から報告第1号の説明をいたします。</p> |
| 事務局 | <p>報告第1号、農地所有適格法人報告書の受理について、農地所有適格法人報告書の受理について、次の法人より提出があり、書類等の内容を確認したので報告いたします。</p> <p>提出された報告書は、書類等完備されておりましたので、受理いたしました。以上で報告を終わります。</p> |
| 議長 | <p>報告第1号について説明を申し上げました。質疑ございませんか。</p> <p>(発言なし)</p> |
| 議長 | <p>質疑がないようですので、以上で報告第1号を終わります。</p> |
| 議長 | <p>次に、報告第2号「農地台帳整備に係る現況地目の確認について」を議題といたします。</p> |

| | |
|--|---|
| <p>事務局</p> <p>議長</p> <p>議長</p> | <p>事務局から報告第2号1番について、説明をいたします。</p> <p>報告第2号、農地台帳整備に係る現況地目の確認について、農地台帳整備に係る農地の現況地目について、下記のとおり確認したので報告します。 案件は、議案書1ページの1件でございます。今月21日に現地調査を行い、現況について記載のとおり確認しております。以上で報告を終わります。</p> <p>報告第2号1番について説明を申し上げました。質疑ございませんか。</p> <p>(発言なし)</p> <p>質疑がないようですので、以上で報告第2号を終わります。</p> |
| <p>議長</p> <p>事務局</p> <p>議長</p> <p>議長</p> | <p>次に、報告第3号「令和6年度農業委員会予算について」を議題といたします。 事務局から報告第3号の説明をいたします。</p> <p>報告第3号、令和6年度農業委員会予算について、令和6年度農業委員会予算について、下記のとおり決定いたしましたので報告いたします。 令和6年度の農業委員会費を含む一般会計予算につきましては、今月開催されました第1回町議会定例会において議決されたところでございます。その中の農業委員会予算の歳出でございますが、1,815万8,000円となりまして、前年と比較いたしまして、73万6,000円の減額となっております。 議案書2ページにあります表の右側、「◎農業委員会運営事業」と記載されております、説明の欄の下段をご覧ください。前年度から大きく変更となった内容としまして、運営事業の1報酬、3農業委員会委員報酬(21人)につきましては、昨年7月20日に任命される委員の定数が、24人から23人になりましたので、前年度予算額958万6,000円から13万6,000円の減額となっております。また、運営事業の8旅費、1費用弁償につきましては、令和5年度に実施した道内研修等が令和6年度に開催が無いことを含めて積算いたしまして、前年度予算額342万8,000円から64万1,000円の減額となっております。 議案書3ページになりますが、農業者年金事務事業では、事務補助職員の時間単価アップに伴い、報酬、手当等が増額となっております。このほか、詳細につきましては、記載のとおりでございます。以上で報告を終わります。</p> <p>報告第3号について説明を申し上げました。質疑ございませんか。</p> <p>(発言なし)</p> <p>質疑がないようですので、以上で報告第3号を終わります。</p> |
| <p>議長</p> | <p>次に、議案第1号「農地の賃貸借契約等の合意解約通知の成立状況の確認について」を議題といたします。 議案第1号1番から2番について、事務局から説明をいたします。</p> |

事務局

議案第1号、農地の賃貸借契約等の合意解約通知の成立状況の確認について、農地法第18条の規定により合意解約通知があったので審議を求めます。

【議案第1号1番から2番について、議案書をもとに朗読】

1番から2番の案件は、利用調整のため合意解約をするものです。農地法第18条の規定に基づき、合意解約がなされておりますので、賃貸借の解約が成立しているものと考えております。以上で議案の説明を終わります。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。お諮りいたします。
議案第1号1番から2番に伴う通知書の内容に基づく合意解約の成立状況について、異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって、議案第1号1番から2番に係る通知書の内容に基づく合意解約の成立状況を確認いたしました。

議長

次に、議案第2号「旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。

議案第2号1番から2番について、事務局から説明をいたします。

事務局

議案第2号、旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定に基づき、幕別町より決定の求められた下記の農用地利用集積計画について審議を求めます。

【議案第2号1番から2番について、議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は、お手元に配付してございます、別添旧農業経営基盤強化促進法第18条調査書1ページのとおり、経営面積、従事日数など、各要件を満たしていると考えます。以上で議案の説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

10番

10番説明いたします。これらの案件は更新であります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上、説明を終わります。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。
議案第2号1番から2番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、議案第2号1番から2番は原案のとおり決定いたしました。

議長 次に、議案第2号3番から4番について、事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第2号3番から4番について、議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は、お手元に配付してございます、別添旧農業経営基盤強化促進法第18条調査書2ページのとおり、経営面積、従事日数など、各要件を満たしていると考えます。以上で議案の説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

14番 14番説明いたします。これらの案件は更新であります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。
議案第2号3番から4番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、議案第2号3番から4番は原案のとおり決定いたしました。

議長 次に、議案第2号5番から6番について、事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第2号5番から6番について、議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は、お手元に配付してございます、別添旧農業経営基盤強化促進法第18条調査書3ページのとおり、経営面積、従事日数など、各要件を満たしていると考えます。以上で議案の説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

7番 7番説明いたします。これらの案件は更新であります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。
議案第2号5番から6番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、議案第2号5番から6番は原案のとおり決定いたしました。

議長 次に、議案第2号7番から12番について、事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第2号7番から12番について、議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は、お手元に配付してございます、別添旧農業経営基盤強化促進法第18条調査書4ページから6ページまでのとおり、経営面積、従事日数など、各要件を満たしていると考えます。以上で議案の説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

2番 2番説明いたします。これらの案件は更新であります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。
議案第2号7番から12番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、議案第2号7番から12番は原案のとおり決定いたしました。

議長 次に、議案第2号13番から14番について、事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第2号13番から14番について、議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は、お手元に配付してございます、別添旧農業経営基盤強化促進法第18条調査書7ページのとおり、経営面積、従事日数など、各要件を満たしていると考えます。以上で議案の説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

16番 16番説明します。これらの案件は、本来、地区担当委員は多田委員ですが、本日、都合により総会を欠席されましたので、近隣農業委員である私の方から説明させていただきます。

これらの案件は更新であります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるため、今回の利用権の設定については問題ないと考えております。以上で説明を終わります。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。

議案第2号13番から14番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、議案第2号13番から14番は原案のとおり決定いたしました。

議長 次に、議案第2号15番から18番について、事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第2号15番から18番について、議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は、お手元に配付してございます、別添旧農業経営基盤強化促進法第18条調査書8ページから9ページまでのとおり、経営面積、従事日数など、各要件を満たしていると考えます。以上で議案の説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

3番 3番説明いたします。これらの案件は、今月18日に町公社が利用調整を行った案件であります。それぞれの借主は意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。

議案第2号15番から18番について、原案のとおり決することに異議ございま

せんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、議案第2号15番から18番は原案のとおり決定いたしました。

議長 次の議案第2号19番から20番につきましては、遠藤委員の事案が含まれておりますので、農業委員会法第31条の規定に基づく議事参与の制限により、本案件の審議開始から終了まで退席願います。

(18番 遠藤委員退席)

議長 議案第2号19番から20番について、事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第2号19番から20番について、議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は、お手元に配付してございます、別添旧農業経営基盤強化促進法第18条調査書10ページのとおり、経営面積、従事日数など、各要件を満たしていると考えております。以上で議案の説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

16番 16番説明します。これらの案件は、本来、地区担当委員は遠藤委員ですが、利用調整会議には私が地区担当委員として出席いたしましたので、私の方から説明します。

本件は、今月21日に町公社が利用調整を行ったものであります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。

議案第2号19番から20番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、議案第2号19番から20番は原案のとおり決定いたしました。

(18番 遠藤委員着席)

議長 次に、議案第2号21番について、事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第2号21番について、議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は、お手元に配付してございます、別添旧農業経営基盤強化促進法第18条調査書11ページ上段のとおり、経営面積、従事日数など、各要件を満たしていると考えます。以上で議案の説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

22番 22番説明いたします。この案件は、令和5年12月に町公社が利用調整を行い、同月に買入要請を行った案件でございます。借主は買受予定者であり、意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の利用権の設定については問題ないと思えます。以上で説明を終わります。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。
議案第2号21番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、議案第2号21番は原案のとおり決定いたしました。

議長 次に、議案第2号22番について、事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第2号22番について、議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は、お手元に配付してございます、別添旧農業経営基盤強化促進法第18条調査書11ページ下段のとおり、経営面積、従事日数など、各要件を満たしていると考えます。以上で議案の説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

16番 16番説明します。この案件は、令和5年12月に町公社が利用調整を行い、同月に買入要請を行った案件であります。借主は買受予定者であり、意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の利用権の設定については問題ないと思えます。以上で説明を終わります。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。
議案第2号22番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

| | |
|-------|--|
| 議長 | 異議なしとします。よって、議案第2号22番は原案のとおり決定いたしました。 |
| 議長 | 次に、議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。 議案第3号1番について、事務局から説明をいたします。 |
| 事務局 | 議案第3号、農地法第3条の規定による許可申請について、農地法第3条の規定による許可申請があったので審議を求めます。 【議案第3号1番について、議案書をもとに朗読】 この案件は、お手元に配付してございます、別添農地法第3条調査書1ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。以上で議案の説明を終わります。 |
| 議長 | それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。 |
| 22番 | 22番説明いたします。この案件は、今月13日に小林農地部会長をはじめ、農地部会員、中村会長、事務局とで現地調査を行い、周辺農地への影響がないことを確認しております。なお、詳細につきましては、事務局説明のとおりですので、よろしくをお願いいたします。 |
| 議長 | 次に、小林農地部会長より補足説明をお願いいたします。 |
| 農地部会長 | 農地部会長であります、私の方から説明いたします。この案件につきましては、新規法人による農地の権利取得の申請がありましたことから、今月13日に農地部会を開催しました。 この案件は新規であります。農地部会では、構成員や機械による状況、今後の農業従事者の状況等を協議しました。農地部会では、農業の要件を満たしていることから許可相当となりましたので、ここに報告します。よろしくをお願いいたします。 |
| 議長 | それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。 (発言なし) |
| 議長 | 質疑なしとします。採決をいたします。 議案第3号1番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。 【全員異議なし】 |
| 議長 | 異議なしとします。よって、議案第3号1番は原案のとおり決定いたしました。 |
| 議長 | 次に、議案第3号2番について、事務局から説明をいたします。 |

事務局

【議案第3号2番について、議案書をもとに朗読】

この案件は、お手元に配付しております、別添農地法第3条調査書2ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。以上で議案の説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

10番

10番説明いたします。この案件は、先月16日に橋本委員、萬谷委員、事務局とで現地調査を行い、周辺農地への影響がないことを確認しております。詳細につきましては、事務局説明のとおりですので、よろしく申し上げます。

議長

次に、小林農地部会長より補足説明をお願いいたします。

農地部会長

農地部会長であります、私の方から説明いたします。この案件につきましては、新規就農者による農地の権利取得の申請がありましたことから、令和6年2月21日に農地部会を開催しました。

この案件は新規であります。農地部会では、労働力や機械による状況、今後の農業従事者の状況等を協議しました。農地部会では、農業の要件を満たしていることから許可相当となりましたので、ここに報告します。よろしく申し上げます。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。

議案第3号2番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって、議案第3号2番は原案のとおり決定いたしました。

議長

次に、議案第3号3番について、事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第3号3番について、議案書をもとに朗読】

この案件は、お手元に配付してございます、別添農地法第3条調査書3ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。以上で議案の説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員である私から補足説明をいたします。

この案件は、今月21日に吉田委員、黒田委員、事務局とで現地調査を行い、周辺農地への影響がないことを確認しております。なお、詳細につきましては、事務局説明のとおりです。以上で説明を終わります。

質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。
議案第3号3番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって、議案第3号3番は原案のとおり決定いたしました。

議長

次に、議案第3号4番から5番について、事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第3号4番から5番について、議案書をもとに朗読】

これらの案件は、お手元に配付してございます、別添農地法第3条調査書4ページから5ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。以上で議案の説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

1番

1番説明いたします。これらの案件は、今月21日に吉田委員、黒田委員、事務局とで現地調査を行い、周辺農地への影響がないことを確認しております。なお、詳細につきましては、事務局説明のとおりですので、よろしくお願いたします。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。
議案第3号4番から5番までについて、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって、議案第3号4番から5番は原案のとおり決定いたしました。

議長

次に、議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。

議案第4号1番について、事務局から説明をいたします。

事務局

議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請について、農地法第5条の

規定による許可申請のあった下記について、北海道農業会議へ意見聴取したく審議を求めます。なお、北海道農業会議からの許可相当の答申による許可は、農業委員会会長の専決で行いたく、審議を求めます。

【議案第4号1番について、議案書をもとに朗読】

この案件は、砂利採取を目的とする転用です。

農地区分は農用地であり、原則不許可でございますが、本件は一時転用であり、農業振興地域整備計画の達成に支障がないため、問題ないと考えております。なお、立地基準、一般基準等の詳細につきましては、別添農地転用許可申請に係る審査表1ページから2ページに記載されているとおりでございます。以上で議案の説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

10番 10番説明いたします。この案件は、本来、地区担当委員は松本代理であります。現地調査には私が行きましたことから、変わって説明いたします。

この案件は、今月21日に吉田委員、黒田委員、事務局とで現地調査を行い、周辺農地への影響がないことを確認しております。なお、詳細につきましては、事務局説明のとおりですので、よろしくお願いいたします。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。

議案第4号1番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、議案第4号1番は原案のとおり決定いたしました。

議長 次に、議案第5号「現況証明について」を議題といたします。
議案第5号1番について、事務局から説明をいたします。

事務局 議案第5号、現況証明について、農地法関係事務処理要領に基づき、土地の現況証明願があったので審議を求めます。

【議案第5号1番について、議案書をもとに朗読】

以上で議案の説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

9番 9番説明いたします。この案件は、地目変更登記を目的に証明を求めるもの

であります。今月21日に吉田委員、黒田委員、事務局とで現地調査を行い、農地、採草放牧地以外であることを確認しておりますので、よろしくお願ひします。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。

議案第5号1番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって、議案第5号1番は原案のとおり決定いたしました。

議長

次に、議案第6号「令和6年度農業委員会の最適化活動の目標の設定等について」を議題といたします。

議案第6号について、事務局から説明をいたします。

事務局

議案第6号、令和6年度農業委員会の最適化活動の目標の設定等について、令和6年度農業委員会の最適化活動の目標の設定等について、次のとおり決定したいので審議を求めます。なお、本議案につきましては、本日、午前中に開催いたしました三役会議での協議を踏まえ、本総会に提案するものでございます。

お手元に配付してございます、議案第6号別紙1「令和6年度最適化活動の目標の設定等(案)」をご覧ください。1ページ目になりますが、Ⅰ農業委員会の状況につきましては、各種統計で示されました情報を掲載しております。

2ページ目をお開きください。Ⅱ最適化活動の目標、1.最適化活動の成果目標としまして、(1)農地の集積、(2)遊休農地の解消、3ページ目になりますが、(3)新規参入の促進と3項目の記載がございます。(1)農地の集積につきましては、①現状及び課題の表にありますとおり、現状の集積率が94.8%となっておりますため、その下の表になりますが、②目標としまして、集積率95%を目標とする設定をしております。また、令和6年度の新規集積面積につきましては、令和15年度の集積率95%の面積21,375haから令和5年度の集積面積21,323haを差し引いた52haと設定いたしました。(2)遊休農地の解消、(3)新規参入の促進につきましては、それぞれ記載のとおり目標を設定しております。

3ページ中段以降は、2.最適化活動の活動目標としまして、記載のとおり設定しております。(1)推進委員等が最適化活動を行う日数目標につきましては、前年度の実績を踏まえまして、月5日を目標と設定したところであります。

これらの最適化活動の目標の設定等につきましては、本日、ご審議をいただいた後、北海道農業会議に内容を通知し、確認を受けた後、農業委員会等に関する法律第37条に基づきまして、ホームページ上で公表を行う予定でございます。以上で説明を終わります。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。
議案第6号について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって、議案第6号は原案のとおり決定いたしました。

議長

次に、議案第7号「第25期幕別町農業委員会活動方針・活動計画について」を議題といたします。

議案第7号について、事務局から説明をいたします。

事務局長

議案第7号、第25期幕別町農業委員会活動方針・活動計画について、第25期幕別町農業委員会活動方針・活動計画について、次のとおり決定したいので審議を求めます。なお、本議案につきましては、本日、午前中に開催いたしました三役会議での協議を踏まえ、本総会に提案しております。

お配りしております「第25期幕別町農業委員会活動方針・活動計画(案)」をご覧ください。幕別町農業委員会活動方針・活動計画(案)につきましては、任期ごとに作成し、翌年度以降、毎年度見直しをすることとなっております。令和6年度は、昨年に改選がありましたことから、新たに第25期幕別町農業委員会活動方針・活動計画を作成し、令和7年度、令和8年度は、情勢等の変化や年間スケジュールの決定など、作成した内容についての見直しを行うこととなっております。

それでは、内容の説明をさせていただきます。「I活動方針」についてであります。活動方針につきましては、上段に本町の農業の特色を活かし、多様な農業経営が展開され、本町の経済・社会を支える基幹産業として発展してきた内容を記載しております。中段には、町内、国内の農家戸数の減少、農業就業者の高齢化や後継者不足、貿易の自由化、円安による農業関連物資等の価格の高騰など、依然として農業を取り巻く環境が大きく変化している農業情勢を記載しております。下段には、前段に記載した状況から、本農業委員会の役割・任務の重要性を認識し、農地法の一層の定着と適正な農地行政の執行に努めるとともに、担い手の農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消など農地等の利用の最適化の推進のため、関係機関と連携し、地域農業の振興と発展、持続可能な農業生産のための活動を積極的に行い、公的代表機関としての役割を果たす内容となっております。

次に、活動方針の【重点事項】として、6項目を重点事項としております。1つ目として、「常に法令・業務等の適正な執行に必要とする知識の修得に努め、農業者の期待と信頼に応える」、2つ目は、「農業者が持続可能な農業生産と効率的かつ安定的な農業経営を行えるよう、農地の利用集積等を推進する」、3つ目は、「持続可能な開発目標(SDGs)及び食育に伴う活動の推進と農業・農村の多様化する要望や実態を把握し、関係行政機関へ意見を提出する」、4つ目は、「農業者年金制度の普及を図り、年金の受給のための適切な指導と広報に努める」、5つ目は、「農業後継者及び配偶者確保対策に力を傾注するとともに、

関係機関・団体との連携を緊密にし、担い手施策を推進する」、最後の6つ目は、「農地パトロール（利用状況調査）を実施し、遊休農地の発生防止、無断転用、不法投棄に対する監視活動に努める」内容となっております。「第24期幕別町農業委員会活動方針・活動計画」から一部文言を修正しておりますが、大きな修正はなく、今回提案しております。

2ページをお開きください。次に、「II活動計画」についてであります。活動計画は、1番から3ページの9番までの活動を計画しております。1つ目の活動計画は、「優良農地の確保と有効利用」として4項目、2つ目の活動計画は、「担い手への農地の利用集積・集約化」として2項目、3つ目の活動計画は、「担い手の育成・農業経営の合理化に向けた活動」として4項目、4つ目の活動計画は、「関係行政機関へ意見の提出」、5つ目の活動計画は、「農業者年金の普及推進」として3項目、3ページになりますが、6つ目の活動計画は、「幕別町農業振興公社との連携」、7つ目の活動計画は、「農業一般に関する活動及び調査・情報の提供」として5項目、8つ目の活動計画は、「農業委員・職員の研修の実施」、9つ目の活動計画は、「総会等の開催及び総会議事録の公表」として4項目となっております。各項目の詳細は朗読を省略させていただきますが、活動計画につきましても「第24期幕別町農業委員会活動方針・活動計画」から一部文言の修正をしておりますが、大きな修正はなく、今回提案しております。

次ページをお開きください。次に、「令和6年度幕別町農業委員会事業計画（案）」についてであります。幕別町農業委員会事業計画は、令和6年4月から翌年3月における主催毎の事業を記載しております。総会や現地調査につきましては、記載の日程で実施する予定でございます。なお、6月と1月に開催される総会は、忠類会場での実施を計画しております。

最後になりますが、「第25期幕別町農業委員会活動方針・活動計画」は、総会で決定されましたら、今後作成いたします「令和6年度農業委員会の概要」に掲載することとなります。以上で説明を終わりますので、ご決定のほどよろしくお願いいたします。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

 (発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。
議案第7号について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

 【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、議案第7号は原案のとおり決定いたしました。

議長 次に、議案第8号「農業委員会等の最適化の点検・評価について」を議題といたします。
議案第8号について、事務局から説明をいたします。

事務局 議案第8号、農業委員等の最適化活動の点検・評価について、農業委員等の最適化活動の点検・評価について、次のとおり決定したいので審議を求めます。
なお、本議案につきましては、本日、午前中に開催いたしました三役会議での

協議を踏まえ、本総会に提案するものでございます。

議案書下段の【参考】をご覧ください。「農業委員会による最適化活動の推進等について」とありますが、こちらは農林水産省経営局長通知を抜粋して記載しております。なお、「推進委員等」という表記は、通知によるものでございます。本町に「推進委員」はいないため、「農業委員」と読み替えていただければと思います。

この通知では、(1)、②の推進委員等の最適化活動の点検・評価の実施、アとして「各推進委員等は、毎年度、記録簿に基づき、最適化活動の実施状況及び最適化活動の目標の達成状況について、自ら点検・評価するとともに、その結果を翌年度の4月末までに農業委員会に提出するものとする。」とあります。また、イとして、「農業委員会は、各推進委員等から提出された点検・評価の結果を5月末までに、総会において点検・評価し、その結果を各推進委員等に通知するものとする。」とされております。さらに、農林水産省経営局農地政策課長通知では、②の農業委員会による点検・評価等にありますように、アとして、「各農業委員会が局長通知に伴う各推進委員等の最適化活動の点検・評価は、「全体としての評語」の欄に、aからdに掲げる評語を記入した上で、総会において出された意見も記入するものとする。」とされております。

つきましては、本農業委員会では、今後これらの通知に準じた点検・評価を実施するとともに、評価を行う場合は、昨年度と同様に、農政部会での対応にしようとするものであります。なお、点検・評価に伴う様式につきましては、本日、皆様にお配りしております、右肩に「議案第8号別紙1」とあります様式を予定しておりますが、内容としては、昨年度と変更がない予定ですので、よろしくお願いいたします。以上で説明を終わります。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。

議案第8号について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって、議案第8号は原案のとおり決定いたしました。

議長

議案は以上であります。

これをもちまして、第9回農業委員会総会を閉会します。

事務局長

ご起立願います。ご苦勞様でした。